

## 映適スタッフセンター労災 災害防止規程

映適スタッフセンター労災(以下「本会」という)は、厚生労働省労働基準局より関係各団体に通達された「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について」に基づき、制作現場において会員が注意・確認すべき災害防止・安全対策に関して次のとおり規程を定め、制作事業者及び関係事業者が事故防止対策を怠り、会員の安全が脅かされる状況であった場合は、改善等の要請を行い労働災害の発生防止に努めるものとする。

### 1. 制作作業に使用する設備等の設置

#### (1) 作業床の設置

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、作業床、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落の危険があるときには手すり、囲い等が、また高さ又は深さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は昇降設備が設置されていることを確認する。

#### (2) 設備・機材の点検

設備・機材について、使用前に点検を行い、異常がある場合は補修、改善の措置を講じる。

#### (3) 取扱要領

設備・機械のうち危険が生じるおそれのあるもの並びに制作作業で取り扱う危険物及び有害物については、危険防止のための取扱要領を用いて作業を行う。

### 2. 交通労働災害防止措置

#### (1) 運転者の指名

自動車によって、撮影地への送迎や機材等の運搬を行う場合は、運転者として、使用する自動車の運転に必要な資格を有する者のうちから十分な技能を有する適格者を指名する。

#### (2) 運転者の勤務への配慮

自動車の運転以外の勤務終了後に労働者を自動車の運転に従事させる場合には、疲労による災害を防止するため、自動車以外の勤務の軽減等について配慮する。

### 3. 安全衛生活動の実施

#### (1) 作業開始前打合せの実施

毎日の作業開始前に、必要な者の間で当日の作業内容、作業中に予測される危険とその対策について打合せを行う。

#### (2) 整理整頓等の励行

制作作業場所の整理、整頓、清掃及び清潔の励行を行う。

## 4. 部門別の労働災害防止措置

### (1) 制作部門

制作部門は、制作作業全体の管理を行う部門として統括的に労働災害防止に努める。なお、その実施にあたっては次の事項に留意するものとする。

- ・複数の事業場の労働者が混在する体制下においても、明確な指揮命令系統の確保に努める。
- ・演出・撮影・照明・録音・美術等の他の部門との事前打合せを行い、作業内容に関する理解を深める。
- ・使用機材、作業環境等に係る危険の防止のため、下記事項に関する措置を実施する。

#### 記

- ・機材の落下防止
- ・架設物の強度及び安全性の確保
- ・設営施設の保全監視及び衛生の確保
- ・感電防止のための安全措置
- ・操作者安全衛生の確保
- ・部外者への危険防止措置
- ・その他労働災害防止に必要な事項に係る措置

### (2) 演出部門

- ・危険を伴う演技(落馬、潜水、高所からの飛び降り等)は、特殊技能の習得者に行わせるとともに、必要な安全対策を講じる。
- ・戦闘シーン等多数の人間が出演するロケーションでは、必要に応じて医師、看護師を現場に待機させる等の救急体制を整える。
- ・爆発物等の危険物の取扱いは、有資格者に行わせる。
- ・殺陣又は戦闘場面に用いる刀等の用具は、木製、竹製等の危険のないものを使用する。また、殺陣や戦闘場面等の危険を伴う立ち回りシーンについては、必要な広さの確保、十分なりハーサルの実施、専門家の指導等の安全確保に必要な措置を講ずる。
- ・出演者が火気、危険物等の近くで演技を行わないよう配慮する。
- ・その他労働災害防止に必要な事項に係る措置を講じる。

### (3) 撮影部門

- ・イントレを使用する等高所でカメラ撮影を行う場合は、手すりの設置、安全帯の使用等により墜落防止措置を講じるとともに、落下物等のないよう注意し、箱等はできる限り固定する。
- ・撮影者は、ファインダーを覗く作業に集中し、足元の確認がしにくいので、必要に応じ

て補助者により監視、誘導を行わせる。

- ・カメラ、レンズ及びアクセサリー類の落下防止及び転倒防止の処置を講じる。
- ・クレーン、移動車等の特殊な機械を使用する場合には操作者との事前の打合せを行う。
- ・撮影場所については、作業の障害となる物を置かないようになるとともに、整理整頓に努める。
- ・その他労働災害防止に必要な事項に係る措置を講じる。

#### (4) 照明部門及び録音部門

- ・足場にライトを設置するとき及び撤収するときは、ライト本体、付属品等の落下防止及び転倒防止のための措置を講じる。
- ・吊りマイク、吊りスピーカー等の吊り物は落下防止のためのロープ等で固定し、必要な場合にはチェーン又は固定金具により保護する。
- ・ライトの点灯の際は周囲の状況を確認し、幕、カーテン類等の可燃物がライトに触れないようにする。
- ・撮影場所において引火性及び可燃性のガスの発生により危険が生じるおそれがある場合には、火災になることがないようにライト等の設置場所を決定するとともに、静電気の発生の防止措置を講じる。
- ・その他労働災害防止に必要な事項に係る措置を講じる。

#### (5) 美術部門

- ・セットの設計においては、セットの建て込み時、使用時及び解体時の安全性に配慮する。
- ・重量物の取扱いに際しては、必要によりクレーン等を使用する。
- ・特に人を吊り上げる場合等の直接人が関係する設備については、十分な強度を持たせる。
- ・セットの建て込み、解体時には安全帽等必要な保護具を使用する。
- ・塗装等で有機溶剤を用いる場合には、換気装置の設置、有機ガス用防毒マスクの使用、作業主任者の選任、有機溶剤等健康診断の実施等の必要な措置を講じる。
- ・消火器を配備すること、引火性の物等の危険物を取り扱う作業時に火気を伴う作業をしないこと等の火災の防止等のための必要な措置を講じる。
- ・火災場面の撮影等に際しては管轄の消防署への届出を行い必要な安全対策を講じる。
- ・その他労働災害防止に必要な事項に係る措置を講じる。

### 5.撮影場所別の労働災害防止措置

#### (1) 自然災害発生地における撮影

- ・地震、津波、台風、豪雨、洪水、土石流、噴火等の自然災害の撮影にあたっては、予測されない危険が発生する可能性があることから、常に安全を優先して行動する。

- ・携帯電話、無線機、ラジオ等を携行し通信、連絡手段を確保する。
- ・必要に応じて、安全靴、ヘルメット、非常食、飲料水、医薬品等を装備する。

#### (2) 山岳地における撮影

- ・山岳地においては、天候、落雷、落石、転落、高山病、不整地、動物等による危険の防止のための必要な対策を講じる。
- ・山岳地においては、天候、日没時間等により行動時間が制約されるので、余裕をもった撮影行動計画を立てる。
- ・登山計画書の提出の必要な山岳については、登山口より奥は登山についての専門知識が必要な領域であるので、ガイドをつける等の措置を講じ、未経験者のみでは立ち入らない。
- ・火山に関する撮影作業においては、警戒区域、避難勧告区域等について周知するとともに、避難勧告区域には原則として立ち入らない。
- ・必要に応じて無線機、携帯電話等を携行する。
- ・必要に応じて、安全靴(登山靴)、ヘルメット、非常食、飲料水、医薬品等を装備する。

#### (3) 寒冷地における撮影

- ・寒冷地においては、寒さにより判断力の低下が起こりがちであるので、十分な防寒装備を行う。
- ・氷上、雪上における撮影作業においては、必要に応じて適切な滑り止め具を装着し使用する。
- ・紫外線の雪面反射による視力障害を防ぐため、必要に応じて紫外線に有効なサングラスを使用する。
- ・氷上においては、単独行動を行わず必要に応じて2人以上がロープで互いを繋縛しながら撮影する等の措置を講じる。なお、強度が不十分であるおそれのある氷上においては作業を行わない。
- ・スキー場での撮影においては、他のスキーヤー等との衝突等による危険の防止のため、山側の高所等の周囲状況が確認できる場所に監視者を配置するよう努める。

#### (4) 原子力関係施設内における撮影

- ・原子力関係施設での撮影にあたっては、放射性物質及び電離放射線について十分理解するとともに、電離放射線による被ばくを受けることのないよう努める。
- ・管理区域に立ち入る場合には、次の事項を遵守する。
  - ・取材対象事業場の承認を得る。
  - ・承認に際して付された条件に従って行動する。
  - ・管理区域内では、被ばく線量測定用具を身体の所定の位置に装着する。

- ・取材者の身体及び所持品が放射性物質の汚染を受けないよう防護する。

(5)火災発生場所における撮影

- ・火災の撮影にあたっては、風上から撮影する。また、風向きの変化に注意するとともに、避難ルートを確保すること。

(6)航空機を使用した空からの撮影

- ・搭乗前に撮影の内容、時期、方法等について機長と打合せを行うとともに、搭乗中においては安全に関する機長の指示に従う。
- ・限られた空域で同一対象を複数機で撮影する場合には、見張りに専従できる要員を乗務させる。

(7)船上における撮影

- ・船上での撮影にあたっては、船長と撮影の内容、時期、方法等について打合せを行うとともに、船内においては安全に関する船長の指示に従う。
- ・船舶の揺れによる撮影者の転落防止に配慮するとともに、必要に応じてライフジャケット等の救命用具を使用する。また、機材の転倒、落下の防止対策を講じる。

(8)潜水による水中における撮影

- ・水深10m以上の場所で撮影作業を行う場合には、浮上に際し撮影作業の水深、潜水時間及びその日の潜水回数に応じた減圧方法を遵守する。
- ・潮流が速いと予測される場所において潜水による撮影作業を行う場合には、撮影作業者に、マーカーブイ、耐水発煙筒等緊急信号用器具を携行させるとともに、その使用方法について教育させる。
- ・潜水作業(潜水器を用い、かつ空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて水中において行う作業)は有資格者(潜水士)が行う。

## 6. 相談センター

各都道府県及び指定都市に設置されている「精神保健福祉センター」等で心の健康に関する相談対応を行っている。トラブルやハラスメントによって精神的負担が大きいと感じた場合は、これらを活用し、自らストレスの状況を把握するよう心掛ける。